

令和6年度徳島県介護職員研修代替職員支援事業業務仕様書

1 業務名

令和6年度徳島県介護職員研修代替職員支援事業

2 業務の目的

県内の介護施設・事業所等が自ら雇用する介護職員に7（1）の研修を受講させる場合に、県がその代替職員を派遣することにより、現任介護職員の研修受講を促進し、もって介護職員等の確保及び資質向上を図ることを目的とする。

3 委託契約期間

契約締結の日から令和7年3月31日まで

4 予算額

金11,840,000円（消費税込）

※業務実施に必要な広告費・調査費・通信費・交通費等の諸経費を含む。

※当費用は業務委託期間中の受託者の希望により、総予算の7割以内の着手金支払を可能とし、残金は事業実施後の支払いとする。

5 委託業務実施場所

徳島県内に所在する介護施設・事業所

6 委託業務の内容

（1）代替職員の募集、選考及び派遣

- ア 代替職員については、原則として、介護関係等の資格を有する者を選考すること。
- イ 介護関係等の資格を有する者とは、訪問介護員養成研修（1級課程、2級課程）、介護職員基礎研修及び介護職員初任者研修若しくは介護福祉士実務者研修の課程を修了した者をいう。
- ウ イの資格を有していない者であっても、介護職員等として適性を有し、かつ、雇用を希望する者も対象とし、介護職場での介護等の従事経験がないものに対しては、派遣前に介護の仕事についての研修を行うこと。
- エ 選考の結果、新規に採用することを決定した者は、自らの事業所で派遣職員として登録すること。
- オ 1人当たり21日程度の派遣日数を目安とする。

（2）派遣期間

代替職員の派遣期間は、「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和60年法律第88号）」（以下「労働者派遣法」という。）に抵触しない期間とし、令和7年3月31日を終期とする。

なお、現任の介護職員等が研修を受講する日数に3を乗じて得た日数を派遣日数の上限とすることができる。

(3) 介護サービス事業者等の募集、案内

ア 代替職員の派遣を希望する介護サービス事業者等（以下「事業者」という。）を募集し、適切と認める事業者を派遣対象の事業者として決定するものとする。多様な派遣希望に対し、代替職員と事業者を適切にマッチングし、代替職員を派遣すること。

イ 本事業の内容について、県内全域で事業者向け説明会を開催すること。

説明会は徳島市、県南部、県西部においてそれぞれ1回以上開催することとする。

ただし、感染症対策のため実施困難な場合はオンライン等代替方法による実施も可能とする。

(4) 契約の締結

ア 代替職員及び事業者の合意を得て、代替職員との雇用契約及び事業者との労働者派遣契約を締結すること。

なお、事業者との労働者派遣契約を締結するにあたっては、事業者に対して派遣料を請求しないこと。

イ 代替職員が従事する業務内容は、事業者における介護等の業務とすること。

(5) 代替職員の労務管理及び給与等の支払い

ア 代替職員の雇用にあたっては、労働者派遣法その他労働関係法令を遵守すること。

イ 代替職員に支払う賃金は時間単位とし、介護業務経験、資格の有無又は前職での経験により、適切な単価を設定すること。

ウ 原則として、夜間勤務及び超過勤務は本事業の対象としないこと。

7 委託業務に係る留意事項

(1) 事業の対象となる研修は次の研修とする。

ただし、通信課程の場合はスクーリング部分のみとする。

ア 介護福祉士実務者研修

イ 介護職員初任者研修

ウ 喀痰吸引等研修

エ 認知症介護基礎研修

オ 認知症実践者研修

カ 認知症介護実践リーダー研修

(2) 事業の対象となる事業者は、介護保険法上の指定又は許可を受けている者であること。

(3) 代替職員の時給単価は1, 200円/時間以上とし、勤務場所に応じた通勤交通費を支給すること。

なお、代替職員が接客等の従事期間が長いなどの実績を考慮できる場合は、徳島県と協議し、賃金の割増しも可能とすること。

(4) 代替職員の雇用条件に応じ、社会保険に加入すること。

(5) 代替職員の雇用実績に伴い変動する、給与、通勤交通費、社会保険料、健康診断費又は研修費の額が契約時の見積額よりも減少した場合には、変更契約を行うこと。

(6) この事業により新規に採用・登録した代替職員が、派遣期間終了後、事業者に直接雇用された場合において、受託者は事業者に紹介料を請求してはならないこと。

- (7) 本事業の対象経費は、代替職員の雇用に伴い生じる人件費、研修費、健康診断料、代替職員の募集・選考等に係る経費、代替職員と事業所とのマッチングにかかる経費等とし、その他必要な経費については徳島県と協議を行うこと。
- (8) 研修を受講する予定の介護職員や、その者を雇用する事業者の責に帰する事由により、研修を欠席した場合、その研修日に係る派遣期間の代替職員の人件費は本事業の対象経費としないこと。